

幼保連携型認定こども園と それ以外の認定こども園について

平成26年8月28日

幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事 (公立)届出 (私立)認可 大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 (公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 (公立・私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。(既存施設からの移行に関し、設備についての移行特例を設ける)
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 幼保連携型以外の類型の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭()、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 (施行後5年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施)

	(続き)
公立の職員の身分	(公立) 基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立) 研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立) 研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) 〔教員〕国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置

(主な経過措置等)

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後5年間に限り保育教諭となることができる。
- ・ 施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。

既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。</p>	<p>学級編制・職員配置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*)、1・2歳児6:1、乳児3:1 * 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施 配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。 <p>園長等の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) <p>園舎・保育室等の面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) <p>園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置 名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、 と の合計面積 満2歳の子どものついて保育所基準(3.3㎡/人) 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。 <p>食事の提供、調理室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン 既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</p> <p>・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</p> <p>・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</p>	<p>園舎面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。 <p>園庭の設置・面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。 <p>園庭の設置・面積(代替地・屋上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<p>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号子どもは3.5:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準)によることを認める。 ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

策定の趣旨

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正後の認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定



中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議で検討
《平成26年1月16日の第5回会議で策定の方向性について報告》

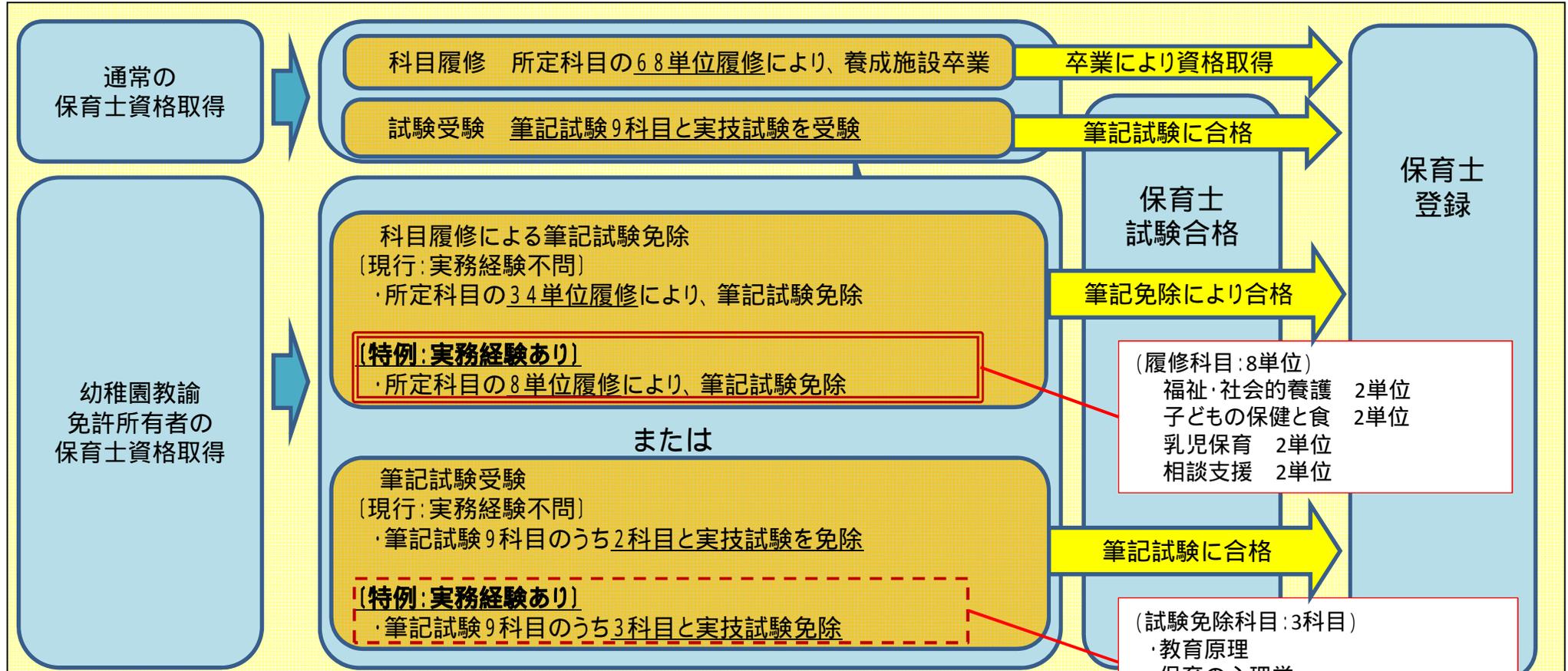
策定に当たっての基本的考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保
教育の内容については、現行の幼稚園教育要領の内容を基本に策定
《健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成》
保育の内容については現行の保育所保育指針の内容を基本に策定
《養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定》
- 小学校における教育との円滑な接続に配慮
乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
入園時期や在園時間の違い等に配慮し、生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育を実施

保育士資格の取得の特例の概要

幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有
 新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



特例適用には、以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要
 [6時間×20日×3年(36か月)=4,320時間]

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例
保育士資格の特例については厚生労働省において検討

〔通例〕大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合)



〔今回の特例措置〕(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



学士の学位を有する場合：一種免許状
短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔マルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記 ~ を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法

新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

「公の性質」を有し、
教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

教育基本法 - 抄 -

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

既存の幼稚園から移行した場合、
「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ただし、2・3号子どもに対 する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- ・児童福祉法の改正により新たに同法に規定された交付金の対象は児童福祉施設である幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園となっています。また、現行制度下においては、安心こども基金により各類型の施設整備に係る費用が対象となっていますが、今後の仕組みについては、予算編成過程において検討していくこととしています。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について

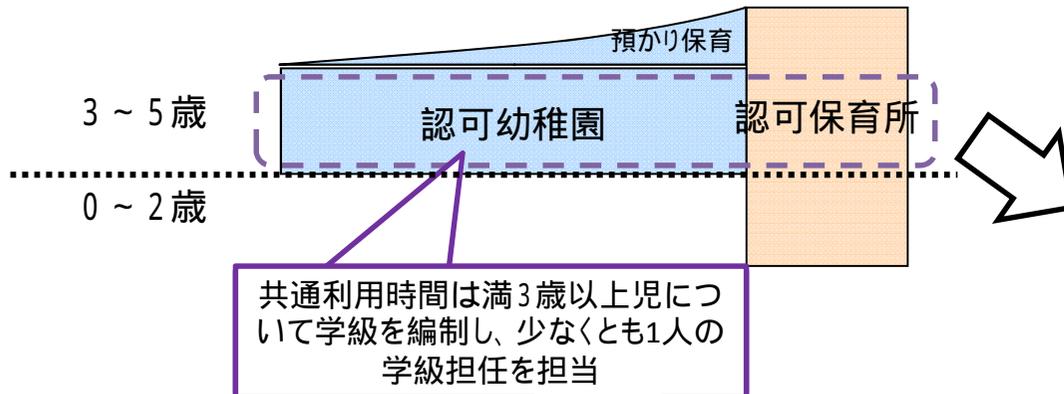
(以下の基準は国が告示で定める基準であり、これを各都道府県が参酌し定めるところによる。)

	主 な 内 容
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / 3歳児 20:1 / 4・5歳児 30:1 ・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。 ・園長を配置。
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可) ・満3歳未満→保育士資格が必要。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場()及び調理室()が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。 (幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可))
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価、外部評価及びその公表の実施 ・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。 (家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。) ・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。

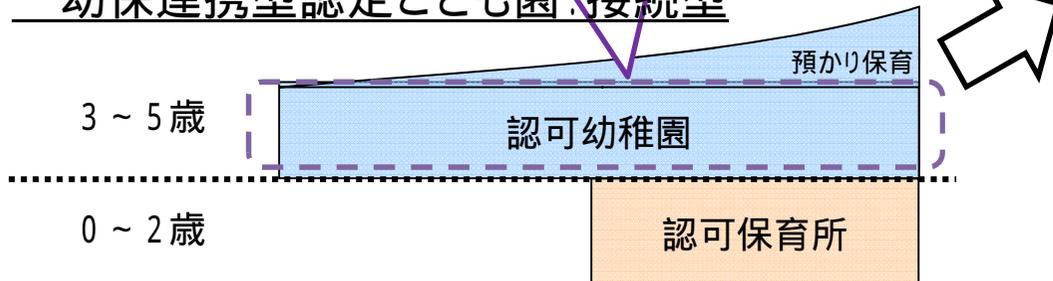
幼保連携型認定こども園の諸類型

現在、幼稚園と保育所により構成されている幼保連携型認定こども園は、新たな「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる

幼保連携型認定こども園：並列型

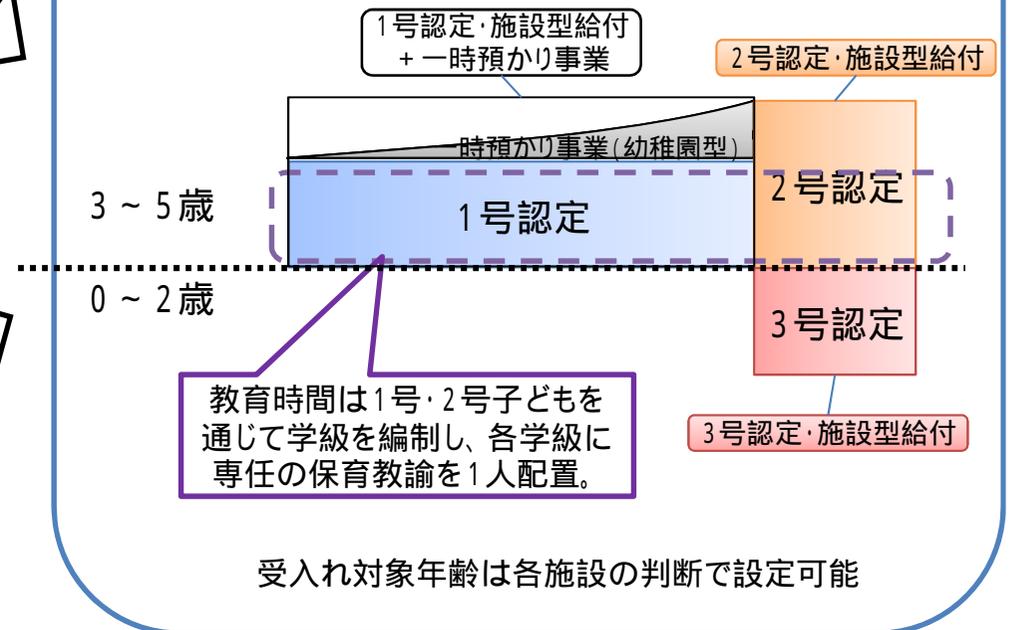


幼保連携型認定こども園：接続型



新幼保連携型認定こども園

単一の施設として一体的に運用



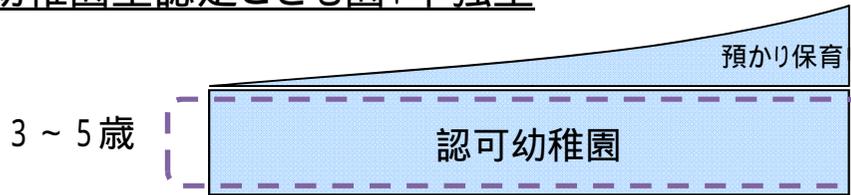
幼稚園型認定こども園の諸類型

幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

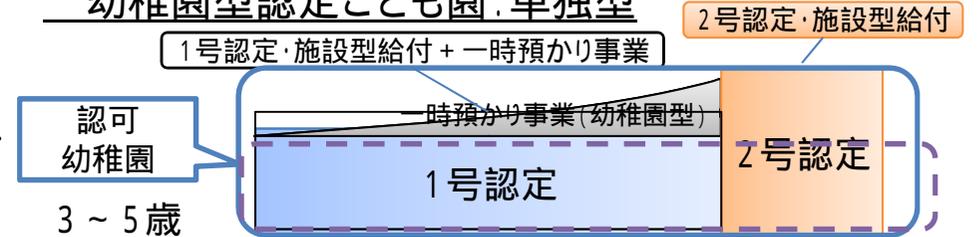
受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

「**共通利用時間**」は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

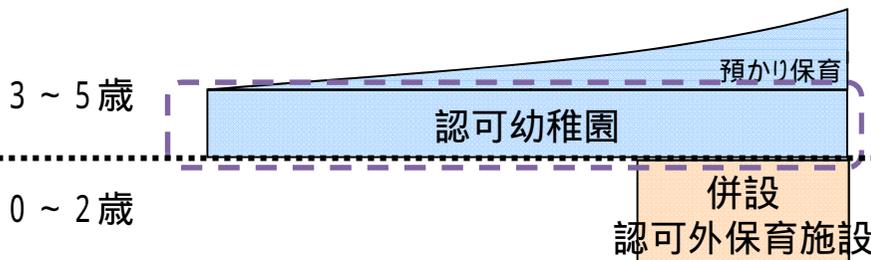
幼稚園型認定こども園：単独型



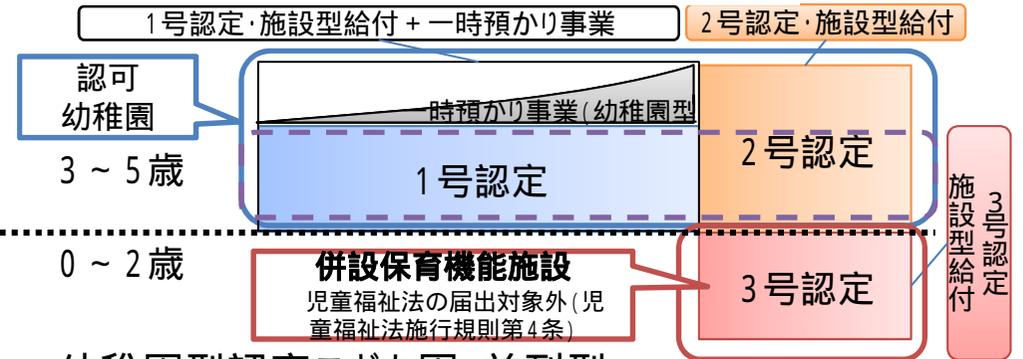
幼稚園型認定こども園：単独型



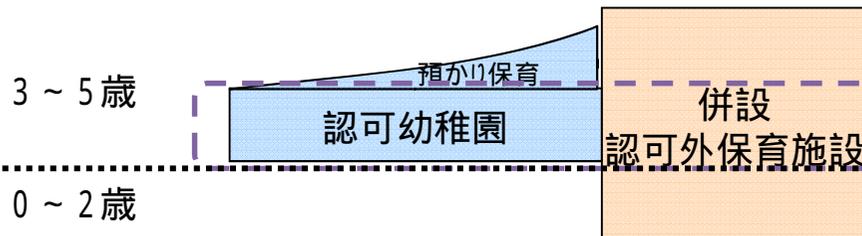
幼稚園型認定こども園：接続型



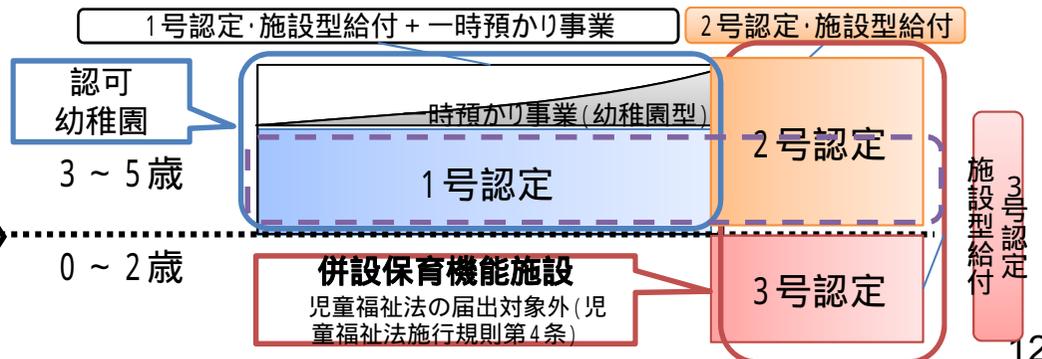
幼稚園型認定こども園：接続型



幼稚園型認定こども園：並列型



幼稚園型認定こども園：並列型



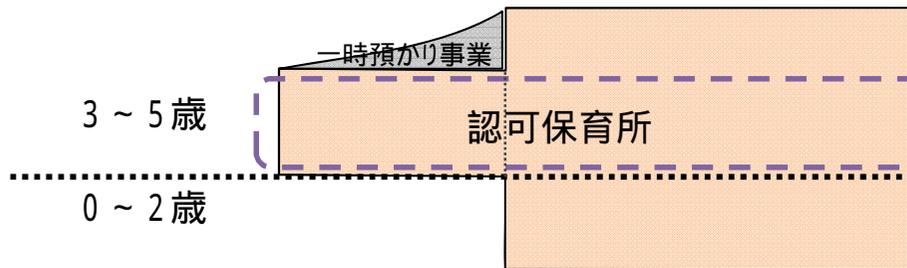
保育所型認定こども園の類型

保育所型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

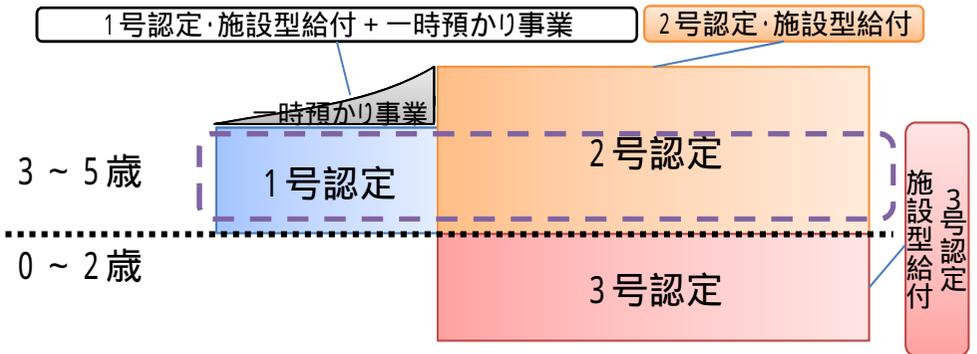
受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

共通利用時間は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

保育所型認定こども園



保育所型認定こども園



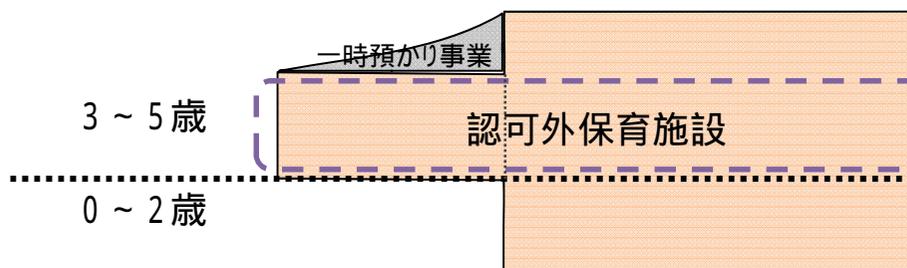
地方裁量型認定こども園の類型

地方裁量型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

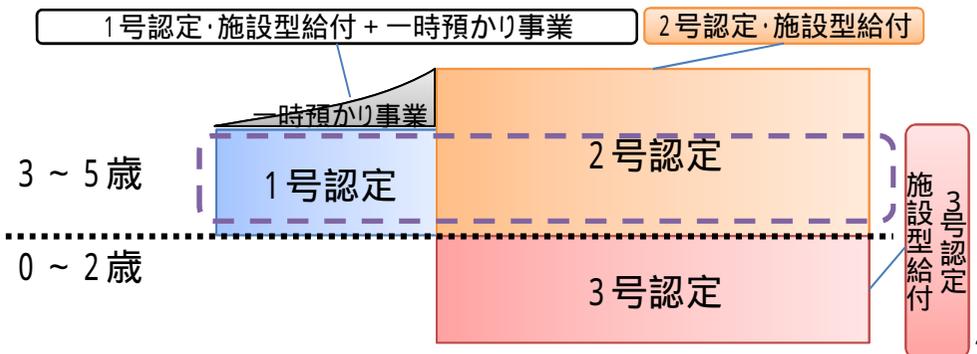
受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

共通利用時間は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

地方裁量型認定こども園



地方裁量型認定こども園



<参考> 認定こども園に関する主なFAQ(問一覧)

新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。	事業者向けP8
新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。	事業者向けP12
保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。	事業者向けP13
保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とするこどもについても直接契約となるのですか。	事業者向けP14
認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。	事業者向けP15
現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。	事業者向けP16
幼稚園型認定こども園について、2号定員を設定することは必要ですか。	事業者向けP16
認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。	事業者向けP17
幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。	事業者向けP17
幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となるのですか。	事業者向けP17
認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。	事業者向けP18
幼保連携型認定こども園とそれ以外の種類の認定こども園では公定価格に差は出るのですか。	事業者向けP19
認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。	事業者向けP19
認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。	事業者向けP19

答は、配布資料「参考資料1:事業者向けFAQ」参照

<参考> 認定こども園に関する主なFAQ(問一覧)

みなし認可を受けることとなる現行の幼保連携型認定こども園で「幼保連携型認定こども園 幼稚園・ 保育園」と名乗っている園は、単一の施設に移行することによって現状どおりの名称を名乗ることは認められなくなるのでしょうか。	事業者向けP20
幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどうなるのですか。	事業者向けP20
幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。	自治体向けP18
幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。	自治体向けP18
幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。	自治体向けP18
認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。	自治体向けP18
各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	自治体向けP19

答は、配布資料「参考資料1:事業者向けFAQ」「参考資料2:自治体向けFAQ」参照